

令和7年

3月号

# 濱田会計事務所通信

令和7年3月3日発行 Vol.91

現在国会では税制改正の議論が行われています。例年は政府与党が過半数を占めているため、最初から結論は出ていますが、今年は何のようになるかまだ分からない状態です。

様々な議論が行われた結果、今のところ決まりそうな基礎控除や給与所得控除の改正案などは、例によってとんでもなく複雑な制度になりそうです。

我々税理士は専門家なので理解できますし、計算はコンピューターが行うので問題はないのですが、一般の方には理解は難しいというかほぼ不可能でしょう。

去年は定額減税があった影響で年末調整の際の資料が複雑になっていましたが、今年はさらに複雑なものになりそうです。



## 賃上げ促進税制とは

平成 25 年度税制改正により、従業員の賃上げを行った企業へのインセンティブ機能を強化する観点から所得拡大促進税制が創設されました。当初は 3 年間の時限措置でしたが、その後は形を変えながら現在まで継続しています。

現在の制度は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始される各事業年度（個人事業は令和 7 年から令和 9 年までの各年）が対象です。

賃上げ促進税制は中小企業向け、中堅企業向け、全企業向けで計算が異なります。

中小企業向けの賃上げ税制の概要は下記の通りです。

要件 1 雇用者給与等支給額が前年度比 1.5%以上増加  
雇用者給与等支給額の増加額の 15%を法人税又は所得税から控除

要件 2 雇用者給与等支給額が前年度比 2.5%以上増加  
雇用者給与等支給額の増加額の 30%を法人税又は所得税から控除

上乗せ要件① 教育訓練費が前年度比 5%以上増加  
税額控除率を 10%上乗せ

上乗せ要件② 子育てサポート企業の認定を受けた証である「くるみん」以上又は女性活躍推進事業主を示す「えるぼし二段階目以上」の認定  
税額控除率を 5%上乗せ

※ 雇用者給与等支給額とは国内に所在する事業所で支払われる社員、パート、アルバイトなども含む使用人給料をいいます。役員や、従業員であっても役員の親族など特殊関係にある人は含まれません。

※ 控除される税額は元々の法人税や所得税の 20%が限度となります。



前ページでは中小企業向けの賃上げ税制の概要を解説しました。

中小企業向け賃上げ税制では、全従業員に対する雇用者給与等支給額を対象として増加率を計る為、支給する人数が増加すれば自ずと要件を満たしやすくなりますが、人数が減少した場合は一人あたりの給料が増えていたとしても要件を満たしづらくなります。

これに対し、中堅企業向けの賃上げ促進税制では、雇用者給与等支給額が増加率が要件ではなく、継続雇用者の給与等支給額が増加率が要件となっています。

中小企業は中小企業向けの賃上げ促進税制でも、中堅企業向けの賃上げ促進税制でも、どちらでも選択して適用を受ける事が出来ます。

継続雇用者の給与等支給額とは、前事業年度と適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者であって、前事業年度と適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者であり、かつ前事業年度と適用年度の全て、または一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない者に対する給与等支給額をいいます。

中堅企業向けの賃上げ促進税制では、全従業員に対する給与等支給額が減少していたとしても、賃上げ税制の適用を受ける事が出来る可能性があるため、申告時にはどちらかの要件に当てはまるかを検討する必要があります。

中堅企業向けの賃上げ促進税制では、継続雇用者の給与等支給額が前年度比 3%以上増加した場合は増額の 10%を、継続雇用者の給与等支給額が前年度比 4%以上増加した場合は増額の 25%を法人税又は所得税から控除出来ます。

又、教育訓練費が前年度比 10%以上増加で税額控除率 5%上乗せ、プラチナくるみん又はえるぼし三段階目以上の認定で税額控除率 5%上乗せの措置があります。

なお、中小企業の場合、中小企業向けの賃上げ促進税制でも中堅企業向けの賃上げ促進税制でも、控除しきれなかった金額は 5 年間繰越が可能となりました。

この制度のために給料支給額を増やすというほどのものではありませんが、給料を増やした結果、適用される機会が増えてくる制度だと思います。



## \* お客様紹介 \*

### 有坂運送株式会社 様

1981年に創業、現在2代目の社長のもと沢山の従業員を雇用され大手の配送を請負う運送会社様です。所長が税理士試験に合格する前の勤務時代から担当させて頂き、独立した際には社長自らお祝いにとユッカの木を運んで下さいました。ユッカの木は風水的に「金運・仕事運のUP」につながる観葉植物だとされているそうで、現在も玄関でスクスクと成長しています。

「物流の2024年問題」といわれるように運送会社は今大変だと聞きます。日本の物流が混乱しないのは運送会社が頑張っておられるからこそ。車に乗る際は、トラックに譲る気持ちで運転したいと思っています。

【事業】 貨物自動車運送事業

【住所】 兵庫県姫路市飾東町豊国字上川尻  
735-1

【電話】 079-253-3141



 濱田会計事務所  
HAMADA ACCOUNTANT OFFICE

濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : http://hamadakaikei.jp



無料  
メールマガジン  
登録はこちら

